

業務方法書の変更について

地方公共団体情報システム機構業務方法書（平成26年4月10日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）の一部を次のように変更する。

附則第3条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則（令和7年〇月〇日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和 年 月 日から施行する。

新旧対照表（業務方法書）

新	旧
<p>附 則 （業務に関する経過措置）</p> <p>第3条 機構は、<u>令和13年3月31日</u>までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業務を行う。</p>	<p>附 則 （業務に関する経過措置）</p> <p>第3条 機構は、<u>令和8年3月31日</u>までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業務を行う。</p>

附 則（令和7年 月 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）
この変更は、令和 年 月 日から施行する。